

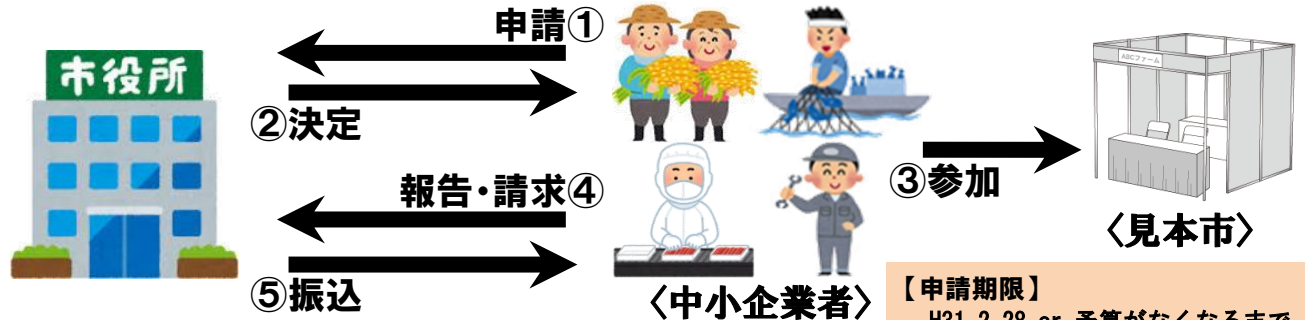
呉市への参加、応援します！



市では、市内の中小企業者（個人経営者・生産者など）の自社製品や技術の
(1)高付加価値化 (2)市場開拓 (3)販路拡大 を支援し、
 経営基盤を強化するため、見本市等への出展費用の一部を補助します。

手続の流れ

最大 国内**20万円** 国外**30万円**※ を補助



※国外は指定事業に限る（要 問合せ）

1 対象事業

見本市や展示会など、商談を主な目的とするイベント
 ※販売を主な目的とするもの、申請者が主催するものを除く

2 対象者

- ・市内の中小企業者（個人経営者や生産者を含む）
- ・市内に主な事業所を有し、市内で1年以上事業を営む者
- ・今年度、当補助金を受けていない者 ※3年連続も×
- ・市税を滞納していない者 ・暴力団、暴力団員等でない者

3 対象経費と補助金の額

対象経費	<ul style="list-style-type: none"> ・出展料や小間料 ・会場の装飾費、備品の使用料、光熱水費 ・広告宣伝費 ・出展物や付属品の搬送費 	補助金の額	限度額
	国外はさらに <ul style="list-style-type: none"> ・宿泊費（上限1万円/人・日） ・航空賃（エコノミークラス） ・通訳や翻訳料等 		国内:20万円 国外:30万円 対象経費の2分の1 （千円未満は切捨て）

4 提出書類

… 様式があります（HP や市役所で入手）

- | | | |
|---|--------------------------------------|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ・申請書 ・収支予算書 ・見本市のパフレット ・出展申込書の写し ・暴力団排除に関する誓約書 ・法人の登記事項証明書（個人の場合は住民票） ・市税の滞納のない証明書 | 開催の1か月前
申請 → 見本市 → 報告
終了後40日以内 | <ul style="list-style-type: none"> ・実績報告書 ・収支決算書 ・領収証の写し ・写真（出展の風景） ・請求書 |
|---|--------------------------------------|---|
- ※発行から3ヶ月以内



問い合わせ 呉市役所 商工振興課 販路拡大G ☎25-3152 E-mail syoukou@city.kure.lg.jp

〒737-8501 呉市中央4丁目1番6号 FAX25-7592

呉市 販路 検索



呉市 販路拡大支援事業 補助金